

京都市告示第 476 号

建築基準法第 52 条第 1 項第 7 号，第 53 条第 1 項第 6 号，第 56 条第 1 項第 1 号及び別表第 3（に）欄 5 の項並びに第 56 条第 1 項第 2 号ニの規定に基づき，容積率の最高限度，建ぺい率の最高限度及び建築物の各部分の高さの最高限度を指定しましたので，次のとおり告示し，その関係図書を一般の閲覧に供します。

なお，この指定により，平成 19 年 11 月 13 日付け京都市告示第 285 号（建築基準法に基づく容積率の最高限度等の指定等）は廃止します。

平成 28 年 12 月 22 日

京都市長 門川 大作

1 指定する区域及び指定の効力が生じる年月日

指定する区域	指定の効力が生じる年月日
京都市の市街化調整区域の全域（下欄に掲げる区域を除く。）	平成 16 年 5 月 17 日
京都市左京区下鴨泉川町，松ヶ崎林山及び松ヶ崎東山の各一部並びに京都市山科区西野山桜ノ馬場町の一部	平成 19 年 11 月 13 日
京都市西京区御陵大枝山町一丁目，御陵大枝山町二丁目，御陵大枝山町三丁目，御陵大枝山町四丁目，御陵峰ヶ堂町一丁目，御陵峰ヶ堂町三丁目，大枝北沓掛町一丁目，大枝北沓掛町四丁目，大枝北沓掛町五丁目及び大枝北沓掛町七丁目の各一部並びに京都市伏見区醍醐北端山の一部	平成 28 年 12 月 22 日

2 閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（北庁舎 2 階）

（都市計画局建築指導部建築指導課）